

1. 任意継続被保険者制度(任継)の加入手続きと資格喪失について

- (1) 加入手続きについて(加入時に提出いただく書類)
「任意継続被保険者制度手続きのご案内」をご覧ください。
(2) 資格喪失について

- 1 加入期間が満了になったとき
- 2 就職した会社の被保険者となったとき
- 3 死亡したとき
- 4 保険料が期限までに納付されなかったとき
- 5 後期高齢者医療制度に加入するとき
a. 75歳になったとき
b. 65歳以上で広域連合の認定を受けたとき
- 6 被保険者からの申出があったとき

2. 特例退職被保険者制度(特退)の加入手続きと資格喪失について

- (1) 加入手続きについて(加入時に提出いただく書類)
「特例退職被保険者制度手続きのご案内」をご覧ください。
(2) 資格喪失について

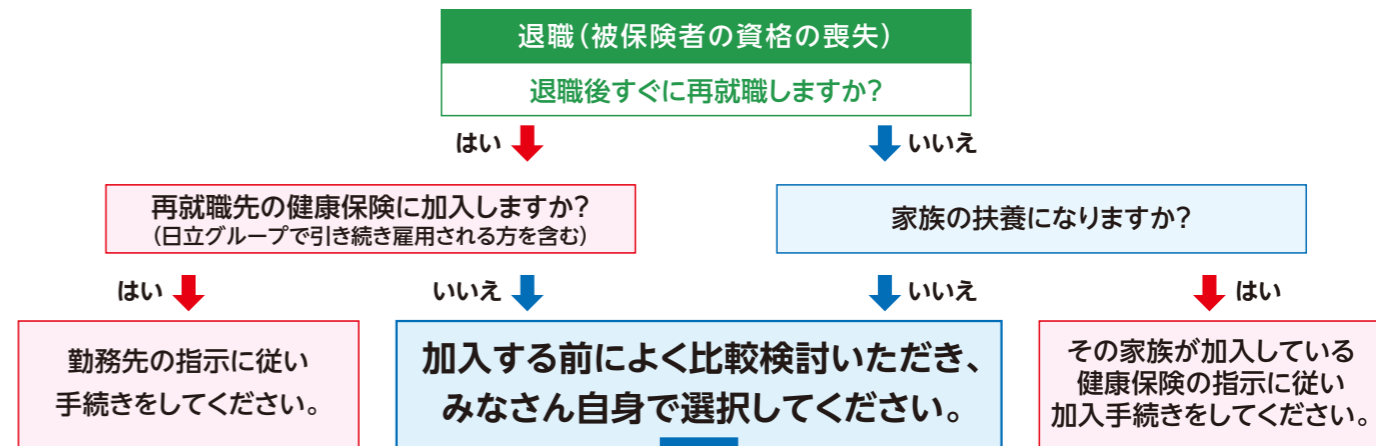
- 1 後期高齢者医療制度に加入するとき
a. 75歳になったとき
b. 65歳以上で広域連合の認定を受けたとき
- 2 就職した会社の被保険者となったとき
- 3 死亡したとき
- 4 家族の被扶養者になったとき
- 5 海外居住になったとき(日本国内に住民登録がなくなったとき)
- 6 生活保護を受けるようになったとき
- 7 保険料が期限までに納付されなかったとき
- 8 被保険者からの申出があったとき

資格を喪失したときは、すみやかに手続きをおこなってください。

退職後の健康保険のご案内

みなさんは退職した後も、いくつかある健康保険制度のいずれかに必ず加入することになります。在職中の健康保険の資格は退職日の翌日に失われるため、切り替え手続きをすみやかにしなくてはなりません。退職後の健康保険制度にはいくつかの選択肢があります。保険料や給付内容などに違いがあるため、加入する前によく比較検討いただき、ご自身で加入すべき制度を選択してください。

判定チャート



◆任意継続被保険者制度
日立健保の被保険者期間が退職まで継続して満2ヵ月以上ある方で、かつ退職後20日以内に加入申請された方は加入できます。加入期間は退職日の翌日から2年間です。
※詳しくは2・3ページ目をご覧ください。

◆特例退職被保険者制度
日本国内に住民登録しており、かつ老齢厚生年金の受給権を有し、日立健保の強制被保険者期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方は加入できます。加入期間は後期高齢者医療制度該当年齢までです。
※詳しくは2・3ページ目をご覧ください。

◆国民健康保険制度
都道府県単位に運営しており、手続きは住所登録のある市区町村役場で行います。離職事由(非自発的の失業者に該当した場合)によっては、保険料の負担を軽減する制度があります。
※詳しくは市区町村の担当部署へお問い合わせください。

		1. 任意継続被保険者制度	2. 特例退職被保険者制度	3. 国民健康保険制度
ア	保険料関係	●口座振替を選択すると保険料納付の手間や納付費用(振込手数料など)が省ける ただし、初回2~3ヵ月は振込(手数料はご本人負担)	●口座振替のため保険料納付の手間や納付費用(振込手数料など)が省ける ただし、初回2~3ヵ月は振込(手数料はご本人負担)	●各人の収入に応じた保険料負担で済む(本人の前年年収などを基準に算出)
	給付関係	●付加給付がある	●付加給付がある	—
	健診関係	●在職中と同様の費用補助がある	●在職中と同様の費用補助がある	●福祉に注力する市区町村ではサービスが多样
イ	保険料関係	●期日までに納付しなければ資格を喪失 ●会社負担分を含め全額自己負担 ●国保よりも割高になるケースがある(退職後の本人の収入状況は反映されない)	●期日までに納付しなければ資格を喪失 ●国保よりも割高になるケースがある(本人の前年年収に関係なく一律)	●各個人が被保険者となるため家族を含む世帯での保険料計算となる
	給付関係	—	—	●付加給付なし
	健診関係	—	—	●市区町村によっては、在職中より高い費用負担となる

75歳になると、どの制度に加入している方でもこれまでの健康保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

退職後加入する健康保険制度一覧表

	任意継続被保険者(任継)	特例退職被保険者(特退)	国民健康保険(国保)
1 概要	再就職など、次の健保に加入するまでのつなぎの制度です。下記の資格要件を満たした方は、希望すれば引き続き最長2年間、日立健保の被保険者となることができます。	日立グループを退職され、老齢厚生年金の受給権を有する方を対象とした制度で、下記の資格要件を満たした方は、希望すれば引き続き日立健保の被保険者となることができます。	日立健保の任継・特退に加入しない(できない)人が加入することになります。お住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
2 加入対象者(資格要件)	次の①②いずれも満たす方 ①退職日まで継続して満2ヵ月以上の強制被保険者期間を有する方 ②退職日の翌日から20日以内に加入申請をされた方	次の①～④を全て満たす方 ①日本に住民票を有する ②老齢厚生年金の受給権を有する(繰り上げ・繰り下げ・支給停止の場合も可) ③日立健保における強制被保険者期間が次のいずれかである (1)20年以上 (2)40歳以降10年以上 ※任継加入期間は含めない ④後期高齢者医療制度の該当者でない	日本に住民票を有するすべての方 (後期高齢者医療制度の該当者は除く)
3 加入期間	退職後2年間または2年間以内に後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)に到達する場合はその誕生日前日まで。	資格取得日から後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)の誕生日前日まで。	資格取得日から後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)の誕生日前日まで。ただし、国保の資格喪失要件に該当した場合は資格を喪失します。お住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
4 被扶養者の認定	在職中と同じ基準		—
5 保険料のきまり方	退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じる。	前年9月30日における、特例退職被保険者以外の全被保険者の標準報酬月額を平均した額の範囲内において、規約で定める額に保険料率を乗じる。 (日立健保の規約で定める額は280,000円)	保険料の算出基礎は市区町村により異なりますので、お住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。

	任意継続被保険者(任継)	特例退職被保険者(特退)	国民健康保険(国保)
6 健康保険料	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬月額に保険料率を乗じた額の全額 全額個人負担(会社負担分はありません) 		保険料の算出基礎は市区町村により異なりますので、お住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
7 介護保険料	<40歳～64歳> <ul style="list-style-type: none"> 標準報酬月額に保険料率を乗じた額の全額 全額個人負担(会社負担分はありません) 健康保険料と併せて納めます。 <65歳以上> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村が徴収します。 		
8 保険給付(法定給付・付加給付)	在職中と同様の給付 ただし、傷病手当金および出産手当金の給付はありません。		法定給付のみ 詳細はお住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
9 保健事業	機関誌の配布、疾病予防(健診補助等)、MY HEALTH WEBの利用、契約施設利用等		市区町村により異なりますので、お住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
10 加入手続期限	退職日の翌日から20日以内に日立健保に申請してください。(期限をすぎると加入できません)	退職してから3ヵ月以内に日立健保に申請してください。(期限をすぎると加入できません)	詳細はお住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。

- 75歳以上(65歳以上で障がいの状態にある旨の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)の認定を受けたものを含む)の被保険者ならびに被扶養者については、後期高齢者医療制度に加入となりますので、お住まいの各市区町村担当部署、または広域連合からのお知らせに従ってください。
- 各健康保険制度に加入期間中、法改正ならびに日立健保の制度改定により、上記掲載項目ならびにその内容が変更されることがあります。
- [任継・特退について]保険料を前納(前払い)できる制度があります。(ただし初回の2～3ヵ月は、振込み(月払い)となります)